

平成 31 年 3 月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成 31 年 3 月 28 日 (木) 午後 2 時 35 分～午後 3 時 50 分
2. 場 所 市立公民館 3 階 講座室 4
3. 出席者
教育長 樋口 利彦 教育長職務代理者 野口 和江 委 員 谷口 馨
委 員 植原 和彦
4. 事務局出席者
教育総務部長 藤原 淳／学校教育部長 谷 桂輔／生涯学習部長 濱上 剛志
総務課長 山田 潤／学校給食課長 山本 隆彦／学校管理課長 山本 千尋
産業高校学務課長 小林 大樹／産業高校教頭 (全日制) 西村 元博
学校教育課長 倉垣 裕行／生涯学習課長 西尾 征樹／スポーツ振興課長 津田 伸一
郷土文化室長 西川 正宏／図書館長 溝端 多賀子／総務課参事 高井 哲也

開会 午後 2 時 35 分

前回会議録について承認された。本会議録署名者に植原委員を指名した。

傍聴人 0 名

○樋口教育長

ただいまから、平成 30 年度 3 月の定例教育委員会会議を開催します。

報告第 14 号 岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会規則の制定について

報告第 15 号 岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会委員の公募について

○樋口教育長

報告第 14 号及び第 15 号は関連がありますので、続けて説明をお願いします。

○山田総務課長

報告第 14 号につきましては、岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会規則の制定についてです。

岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会の設置に伴う岸和田市附属機関条例等の一部改正が、平成 31 年第 1 回定例市議会で議決されましたので、岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会の運営等に関する規則を制定するものです。

岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会は、幼稚園及び保育所について就学前児童を一体的に考えていく中で、中立、公平、専門的な立場から調査検討をしていただくために設置をし

ています。この検討委員会では、教育や保育の需要と供給のバランス、施設配置のバランスなども考慮に入れて、公民の役割分担も含めた幼稚園及び保育所のあり方について審議していただきます。設置にあたりまして、規則第2条“幼児教育、保育に関し学識経験を有する者”、“教育行政に関し識見を有する者”及び“公募した市民”の8名以内の委員での構成となります。“公募した市民”につきましては、報告第15号で説明いたしますが、市立幼稚園及び保育所のあり方については、この第三者で組織します検討委員会で検討していただき、答申をいただくこととなります。

報告第15号につきましては、岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会委員の公募についてです。

“公募した市民”を岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例第3条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき、次のとおり市民公募するものです。

公募人数は3名で、うち一般の方が1名で、残り2名は就学前児童のいる保護者の方になります。任期は審議終了までとし、最大2年とします。選考方法につきましては、今のところ予定ですが、応募用紙及び「少子化やライフスタイルの変化に対応したこれからの幼児教育・保育の施設へ望むもの」をテーマにした800字程度のレポートによる選考を考えています。公募方法は、広報きしわだ5月号及び市ホームページへ掲載する予定です。なお、公募委員選考基準につきましては、現在策定に向けて作業中であります。

広報きしわだ5月号及び市ホームページへの記事についても、案の状態ですので会議回数などを具体的に変更することもございます。

報告第14号及び第15号の規則等の筆頭課が子育て施設課になっていますので、報告として挙げさせていただきます。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口教育長職務代理者

市民の方にとっては非常に関心のあることなので、応募されることを期待したいのですが、万が一応募がなかったり、選考基準に満たなく選考されなかった場合、公募した市民は不在で会議が始まるのでしょうか。

○高井総務課参事

応募がなかった場合にどうするかは、今後考えます。公募枠を不在にするか、もう一度公募しなおすと時間も掛かりますので、公募の枠に学識経験を有する者などを選任するかは、庁内会議で検討していくこととなります。

○谷口委員

公募した市民が応募しても一定の基準に満たなかったため、不合格になっているケースをよく聞くように思います。文章力などで若干の問題があっても、現実に暮らしている方の意見を聞くことは大事だと思いますので、選考基準を幅広くしていただけたらと思いますのでよろしく願います。

○樋口教育長

中立、公正・公平な検討委員会になることに、気をつけていただけたらと思っています。
ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 16 号 岸和田市学校給食実施基準の改定について

○樋口教育長

報告第 16 号について、説明をお願いします。

○山本学校給食課長

報告第 16 号につきましては、岸和田市学校給食実施基準の改定についてです。

学校給食では栄養価の計算などにつきましては、実施基準を設けて行っています。エネルギーやたんぱく質などの摂取量を、小学校低学年、中学年、高学年及び中学校の区分で決められています。本市では、これまで国の「学校給食実施基準」に従って献立立案してきました。今回、国の基準が改定になり、「実施基準の適用にあたっては個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること」としていることから、本市も改定するにあたりまして、本市の児童生徒の身体計測値から個人別推定エネルギー必要量を求め「岸和田市学校給食実施基準」を算出しました。また、国は5年に1回改定しており、改定の際、エネルギー量が減ったり増えたりしています。そこで、平成 31 年度の給食から、本市の基準を使って児童生徒の体格に見合った量の学校給食を提供していくものです。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口教育長職務代理者

岸和田市の子供たちは、国の基準と比べると体格が小さいということになるのですか。

○山本学校給食課長

若干小さいですが、国の方も全体の平均ではなく抽出して算出していますので、どこでも合っているということになりません。そのことから弾力的運用をするようになっています。

○野口教育長職務代理者

体格が大きいところでは、国の基準より高い数値を出しているところもあるのですか。

○山本学校給食課長

それぞれに計算しているところは、まだ少ないと思いますので、国の基準に合わせていると思います。また、計算方法も複雑だと聞いています。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 17 号 小学校新 1 年生への寄附について

○樋口教育長

報告第 17 号について、説明をお願いします。

○山本学校管理課長

報告第 17 号につきましては、小学校新 1 年生への寄附についてです。

寄附品名は「テレビ岸和田 れんらくちょう」で、平成31年度市内小学校 1 年生の児童数分をいただいています。換算額につきましては不明です。寄附目的は、岸和田市立小学校に入学する新 1 年生に利用してもらうため、入学祝ということです。寄附者は株式会社テレビ岸和田様で、平成31年 2 月 14 日にいただいています。この寄附は、本年で 3 回目となっています。

○樋口教育長

本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

引き続きいただいたということで、有難いことだと思います。

ほかにはないので、報告として承りました。

報告第 18 号 八木北小学校への寄附について

○樋口教育長

報告第 18 号について、説明をお願いします。

○山本学校管理課長

報告第 18 号につきましては、八木北小学校への寄附についてです。

寄附品名は、給食用の配膳台 1 台、鉛筆削り 2 台の換算額 20 万円のをいただいています。寄附目的は、八木北小学校の給食指導、学級指導の充実に使用してもらうためです。寄附者は株式会社向建様で、平成31年 2 月 20 日にいただいています。

株式会社向建様が、何故、八木北小学校に寄附をいただけるのかですが、株式会社向建様が社債を発行するにあたりまして、二通りの方法があります。ひとつは一般に公募していく公募債と、特定のところに社債を渡す私募債があります。今回は、私募債で社債を発行されまして、それを紀陽銀行様が一手に引き受けました。紀陽銀行様が引き受けた段階で、いろいろな手数料が発生するのですが、手数料の一部を株式会社向建様の指定する学校などへ寄附を下さいという条件付きで手数料になっています。手数料の一部を学校に寄付をいただいたということです。八木北小学校だけではなく、他にも私募債による手数料の一部をご寄附いただける話しが何件かきています。このような寄附が、今後増えていくのかなと考えています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

今回は、株式会社向建様の所在地の町にある八木北小学校へということですね。

○山本学校管理課長

はい。

○谷口委員

社債については、最近の法律でそうなったのですか。

○山本学校管理課長

社債の発行は、お金を借りるために募集をしています。中小企業や 50 人以下の会社で、特定

のところへ社債を渡してお金を借り入れる私募債は、以前からあったようです。

○谷口委員

他にも増えそうだと説明がありましたので、ふるさと納税のような時限立法ができて、社会貢献するように法律が変わったのかと思いました。

○山本学校管理課長

これをすることによって、銀行などのCSR（社会貢献）に載せていっているようです。

○樋口教育長

ニーズのあるものをいただいて、学校も喜んでいると思います。

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 19 号 市民公開講座「アーチェリー講座」について

○樋口教育長

報告第 19 号について、説明をお願いします。

○小林産業高校学務課長

報告第 19 号につきましては、市民公開講座「アーチェリー講座」についてです。

毎年開催させていただいています「アーチェリー講座」です。対象者は、岸和田市在住の小学校 4 年生から中学校 3 年生までとしています。日時は 5 月から 11 月の土曜日の午前 9 時から 11 時半までの全 12 回、岸和田市立産業高等学校で行います。定員は、初級 10 名及び中級 10 名で、申し込み多数の場合は抽選とさせていただきます。実習費は、教材費ほかで 6 千円で、防具を持っている場合は 2 千円としています。講師は、岸和田市立産業高等学校教諭で日本スポーツ協会公認指導員、コーチ資格取得指導員です。往復はがきによる 4 月 19 日（金）必着で申込みとなり、広報きしわだ 4 月号に掲載して周知を行います。また、今年度は、4 月 6 日（土）午前 11 時から 12 時まで見学会を開催させていただこうと考えています。見学会についても広報きしわだ 4 月号に掲載しています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

毎年、たくさんの応募があると聞いていますので、今回も多く応募があると良いですね。

ほかにないようですので、報告として承りました。

報告第 20 号 社会教育指導員の募集及び採用について

○樋口教育長

報告第 20 号について、説明をお願いします。

○西尾生涯学習課長

報告第 20 号につきましては、社会教育指導員の募集及び採用についてです。

社会教育指導員は、公民館などで学級や講座の運営や必要に応じて指導、助言等を行う仕事を担っていただいております。次のとおり募集を行い、採用者が決まりましたので報告いたします。

募集内容について、対象者は平成31年4月2日現在60歳未満で、生涯学習など公民館活動に意欲があり、ワード・エクセルの基本操作ができ、普通自動車運転免許を有する人です。募集人数は2人で、就労時間は週24時間程度で、報酬は月額8万3千円です。委嘱期間は4月1日から翌年3月31日までです。申し込みは、市販の履歴者と「地域の核としての公民館の役割」をテーマにした800字程度の作文の提出により行いました。応募者が3人で、選考した結果、上田直美氏と神藤 香氏の2人を採用しました。

委嘱の1年の期間ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律において、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員で、これを根拠に社会教育指導員を任用していますが、厳格化されています。具体的に改正法はあるのですが、助言できるのは顧問であったり、参与、学校評議員、学校薬剤師等で、調査は統計調査員、国民健康栄養調査員、診断事務は、学校医、歯科医、産業医等です。現行の社会教育指導員ですが、業務が主体的に行われていまして、指導及び企画も含めてされているため、本市規則で規定されています社会教育指導員の職務の範囲を超えていると考えています。来年度は会計年度任用職員という非常勤嘱託員と同等としての対応ということで、関係課と確認をして働きかけを行っています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○植原委員

社会教育指導員設置規則の中で、第5条任期に“通算年数5年を超えない範囲で”とあります。この採用者2人は、超えてないのですか。

○西尾生涯学習課長

5年を超えたため、再度募集をして採用しました。

○植原委員

“通算年数5年を超えない範囲”とありますが、この規則に合致しているのですか。

○西尾生涯学習課長

その辺りは、非常勤嘱託員の内容と同様にしています。

○植原委員

内容ではなくて、この社会教育指導員の募集についてです。別に問題はないのですか。採用者は良い人だと思いますが、“通算年数5年を超えない範囲”が引っかかります。5年を超えたため、再度募集しましたと説明がありましたが、“通算”にならないのですか。

○西尾生涯学習課長

来年度から非常勤嘱託員としての採用を求めていますので、関係課と話はしていますが、指摘がなかったので募集、採用しました。

○植原委員

言いたいのは、この規則と合致しますかということです。関係課が了承したからということではありません。

○西尾生涯学習課長

関係課に確認します。

○樋口教育長

今回の採用者は、5年が終わったのですね。

また、確認してください。

○西尾生涯学習課長

来年度一斉に変えますが、関係課に確認します

○樋口教育長

確認していただきますようお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 21 号 平成 30 年度歴史講座「庭の楽しみ方-岸和田から世界を見る-」について

○樋口教育長

報告第 21 号について、説明をお願いします。

○西川郷土文化室長

報告第 21 号につきましては、平成 30 年度歴史講座「庭の楽しみ方-岸和田から世界を見る-」についてです。

岸和田城には重森三玲氏が作庭した岸和田城庭園（八陣の庭）があり、平成 26 年に国指定名勝にも指定されました。岸和田にゆかりのある重森三玲氏や日本庭園の文化・歴史等を知ることにより、庭園の奥深さを学ぶ講座です。日時は、平成 31 年 3 月 23 日（土）午後 2 時から午後 4 時までということで、事後報告となりましたことをお詫び申し上げます。場所は岸和田だんじり会館で開催させていただきました。講師は、福原 成雄氏で大阪芸術大学建築学科教授であるとともに、平成 28 年度及び 29 年度には岸和田城庭園（八陣の庭）保存活用計画の策定委員も務めていただきました。平成 30 年度現在は、景石等整備検討委員会の委員も歴任して下さっている先生です。定員は先着 50 名で募集させていただきました。平成 31 年 3 月 6 日（水）から郷土文化室窓口へ直接または電話にて受付を開始し、参加費は無料とさせていただきました。周知方法としまして、広報きしわだ 3 月号及び市ホームページに掲載しました。観光振興協会のホームページ「岸ぶら」にも掲載いたしました。応募の出足が悪かったので、テレビ岸和田に依頼しまして「コミてれデイリーニュース」というニュース番組で、3 月 18 日（月）、20 日（水）の 1 日に 4 回ずつ合計 8 回放送していただきました。また、当日 3 月 23 日（土）に読売新聞でこのような講座があるということに掲載くださり、記事を見て参加された方もいて、3 月 20 日時点で 17 名だった応募が最終的に当日 38 名の方に来ていただきましたので、賑わいをもって講座を開催させていただくことができました。

○樋口教育長

説明が終わりました。多く集まって良かったですね。

本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

周知方法の中でいろいろ紹介されていましたが、テレビ岸和田の「コミてれデイリーニュース」というのは有効なのですか。

○西川郷土文化室長

テレビ岸和田で視聴率を取っているわけではありませんが、例えば、電波障害などでつながっている方もたくさんいますので、一定の方にはご覧いただいているかと思います。機会があれば、お願いして流していただくこともあります。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 22 号 自動車文庫ステーションの廃止について

○樋口教育長

報告第 22 号について、説明をお願いします。

○溝端図書館長

報告第 22 号につきましては、自動車文庫ステーションの廃止についてです。

近年、利用が大幅に減少している田治米団地ステーションについて、廃止の方向で見直しを行いました。昨年 12 月に地元自治会と協議した結果、了承されましたので、平成 30 年度末をもって廃止させていただくことになりました。代替機能につきましては、山直図書館(約 1.7Km 圏内)、八木図書館(約 1.5Km 圏内)、城東小学校(約 1.0Km 圏内)の自動車文庫は児童限定になりますが、こちらへの利用を案内させていただきました。最終巡回日は、平成 31 年 3 月 10 日(日)に 2 月に配本させていただいた本の回収をして終了となりました。周知方法につきましては、広報きしわだ 2 月号・3 月号、図書館だより、図書館ホームページに掲載し、団地内掲示板につきましては昨年の 12 月末から掲示させていただいています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○植原委員

利用される割合は、かなり減っていますか。

○溝端図書館長

割合で言いますと、1 か月に 1 回配本に行くのですが、田治米団地の今年度 4 月から 2 月までの利用人数は大体 2 名から 4 名です。廃止のきっかけになったのが、認知度が低くなっていることによります。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 23 号 泉南地域図書館の相互利用について

○樋口教育長

報告第 23 号について、説明をお願いします。

○溝端図書館長

報告第 23 号につきましては、泉南地域図書館の相互利用についてです。

岸和田市民の生涯学習の場を拡大し、教育の向上と文化の発展に寄与することを目的に、泉南地域 5 市 3 町（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）で、相互利用を開始することとなりました。対象図書館は、泉南地域 5 市 3 町の全ての図書館（室）になります。内容は、それぞれの市町の利用条件に基づき、その図書館（室）が所蔵する資料を借り受けすることができるというものです。開始の時期は、平成 31 年 6 月 1 日（土）を予定しています。スケジュールですが、3 月 27 日（水）に泉南地域 5 市 3 町で協定書を締結しました。4 月 26 日（金）に報道提供、チラシ配布、ホームページ掲載を一斉にさせていただき、5 月 1 日（水）に広報きしわだへ掲載します

ブロックごとの広域利用の取組みですが、泉南ブロックだけが広域利用ができていなかったことから今回のことに繋がりました。岸和田市と大阪市につきましては、以前から何所にお住まいの方でも図書カードを作っていただき貸し出しを可能としていました。ただし、岸和田市在住の方が他市町へ出向いても貸し出しはできませんでした。今回の協定書締結により、貸し出ししていただけるようになるのがメリットになります。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口教育長職務代理者

岸和田市と大阪市は先進的にサービスしているのだと感じました。岸和田市立図書館に他市から借りに来られる方はかなりいますか。

○溝端図書館長

おおよそですが、約 1 割が他市の方の利用になっています。

○野口教育長職務代理者

ウェブ予約もできるので、すごく使いやすいと感じました。

○樋口教育長

泉南地域が全体に開かれたものになるということですね。

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 24 号 大阪府指定文化財の指定について

○樋口教育長

報告第 24 号について、説明をお願いします。

○西川郷土文化室長

報告第 24 号につきましては、大阪府指定文化財の指定についてです。

「久米田寺文書（百十六通）」という名称で文化財指定が行われています。大阪府では、指定時の読み仮名を「くめででら」としていますので、説明も「くめででら」とさせていただきます。お寺は「くめでじ」と呼んでいて、私たちも「くめでじ」と表現することが多いのですが、今後、その辺りを大阪府と調整する可能性はあります。

員数は17巻で、鎌倉時代中期から室町時代中期の15巻114通と江戸時代中期の2巻2通を合わせまして17巻116通となっています。所有者は宗教法人久米田寺様で、指定年月日は平成31年3月22日でした。経緯としまして、久米田寺の文書では、明治38年（1905年）に、国指定重要文化財として4巻29通が既に指定されています。それに指定されていなかったものも、歴史的な価値があるとして、今般、大阪府指定の有形文化財として、17巻116通の文書が指定されるに至ったものです。

いくつか資料として付けていますが、「安東蓮聖・助泰置文（あんどうれんしょう・すけやすおきぶみ）」は、安東氏が鎌倉時代末期の北条氏の代官として勢力があり、久米田寺の大旦那であった一族であります。この文書は1302年鎌倉時代の文書で、久米田寺に所領を寄進することに関するものが書かれたものだということです。

「久米田寺僧衆重事書案（くめででらそうしゅうかさねてのことがきあん）」は、1401年室町時代の文書です。久米田寺が律宗の寺となったことの経緯が記されています。真言宗、華嚴宗、律宗を兼学する学問寺院であったということがわかる貴重な史料ということです。

「備中守某禁制（びっちゅうのかみなにがしきんぜい）」は、1396年室町時代の文書です。禁止事項を示していきまして、山林の木を勝手に伐採してはならないだとか、久米田池のことについては久米田寺に相談するよにとということが書いてある文書です。

「足利直義願文（あしかがただよしがんもん）」は、室町幕府を開いた足利尊氏の弟が記したもので、1339年室町時代の文書です。仏舎利を安置して天下泰平を祈る内容になっています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

既に文化財指定されているものに、さらにプラスしてたくさんのが指定されたということですね。

○西川郷土文化室長

はい、そうです。文書自体は久米田寺にまだ一部残っているものもあるようですが、寺自体の経典の類のものか、価値のある文書かの峻別がなかなか難しく、今後追加になる可能性も秘めています。

○野口教育長職務代理者

足利直義と久米田寺が何らかの関係があったということではないのですか。

○西川郷土文化室長

久米田寺に置かれている願文ですので、久米田寺に願をかけにきたということです。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

○樋口教育長

報告は以上ですが、ほかに報告はないでしょうか。
ないようですので、議案の審議に移ります。

議案第 15 号 岸和田市教育委員会規則等の一部改正について

○樋口教育長

議案第 15 号について、説明をお願いします。

○山田総務課長

議案第 15 号につきましては、岸和田市教育委員会規則等の一部改正についてです。

平成 31 年 4 月 1 日付の機構改革により、課の名称が「郷土文化室」から「郷土文化課」となるため、関係する規定の整備を図ろうとするものです。

一部を改正するのは、岸和田市教育委員会事務分掌規則及び岸和田市文化財保護審議会規則、岸和田市教育委員会事務決裁規程及び岸和田市教育委員会文書管理規程、岸和田市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領です。

○樋口教育長

説明が終わりました。「郷土文化室」から「郷土文化課」となることからの規定の改正です。
本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

“室” から “課” になると、予算や人員の規模などが変わるのですか。

○西川郷土文化室長

今回はあくまでも名称の変更で、予算規模が変わったり、決裁規定が変わるものではありません。今回、“室” から “課” に変えていただいたのは、本市の組織におきましては、“室” を使うのは有期的、短期的な任務を持って構成する場合に付けることが多いです。以前、市史を作成するために有期的な期限のある市史編纂室という組織がありました。そこに郷土資料館や自然資料館が合体して今の郷土文化室が構成されるのですが、合体するときにおそらく市史編纂室の名前に引っ張られて “室” が残ったのだらうと想像できます。郷土文化室としましては、文化財保護や自然保護の観点からは永続的な組織として判断しますので、市の組織機構担当課へ名称を変更してもらえないか相談をして変えていただいたものです。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 16 号 岸和田市部活動の在り方に関する方針について

○樋口教育長

議案第 16 号について、説明をお願いします。

○倉垣学校教育課長

議案第 16 号につきましては、岸和田市部活動の在り方に関する方針についてです。

スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月)」に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みについて、大阪府教育委員会が策定した「大阪府部活動の在り方に関する方針」をふまえ、「岸和田市部活動の在り方に関する方針」を策定するものです。

策定にいたる経緯及び理由ですが、中学校、高等学校における部活動は、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていますが、部活動における過度な活動等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるといった問題があるとともに、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の1つになっております。このようなことから、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざしていきます。

方針の中身は、大阪府の方針に則ったものになっています。大きな特徴的な部分は、「休養日の設定」です。中学校においては、週当たり2日以上で、平日1日、土曜日ないしは日曜日の週末で少なくとも1日を休養日として設定するものです。週末に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替えるということです。「活動時間」につきましても、平日2時間程度、学校休業日は3時間程度の設定がなされています。この方針の大きな主旨はそのようなところです。

高等学校についても、本市においては産業高等学校が対象になるのですが、中学校と違うところは、同じように平日1日、週末で少なくとも1日を休養日とすることを基本としますが、年間104日以上休養日を設定するという数値が示されているところが中学校と高等学校との違いです。高等学校の「活動時間」は休業日は4時間程度と中学校よりも時間が長くなっています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

本市の方針の2ウで「指導にあたっては、専門的知見を有する～」とありますが、人員確保はどういう風になっていますか。指導者をどういう風に確保していくのか。部活動でもその競技をしたことのない先生が顧問になったりしていますが、そういうことをなくしていくことは望ましいと思います。体育大学と協定を結んだりしていますが、具体的にどういう風に考えていくのかと思いました。

○倉垣学校教育課長

ベースは学校の顧問ということが大きいと思います。現状も競技に精通している方に指導の部分をお願いしている学校も数校あります。現在、部活動指導員の制度が実施可能です。この制度は、顧問が帯同しなくても単独で部活動指導ができる、大会の引率ができるなど、教員に代わる存在になります。事故や怪我等があった時の対応や生徒指導上の対応、そういった部分の責務も非常に大きくなっていますので、平成31年度に検討会議をもちまして、部活動指導員のあり方について、現場の声等もいただきながらまとめたいと考えています。実施に関して、課題などもありますので、慎重に検討していきたいと考えています。

○樋口教育長

この岸和田市部活動の在り方に関する方針を基に、各校長が方針に則り、毎年度、自身の学校の「学校の部活動に係る活動方針」を策定して、ホームページか何かで公表するのですね。

○倉垣学校教育課長

市の方針を受けまして、各学校の活動の方針というものを策定していただいて、ウェブページ等で公表していただくことになっています。基本的には、大阪府や市の方針に則った形になるかと考えています。

○谷口委員

この方針が出たことによって、今までの学校行事のスケジュールに大きな影響が出ることはないのですか。

○倉垣学校教育課長

むしろ活動の休みの日がはっきりと設定されるので、教員にとっては全体で会議をすることができたりします。特に学校行事に大きな影響はないと考えています。

○植原委員

活動計画を毎月作ったり、校長へ毎月提出したり、実績を報告したりは、部顧問の事務処理の増加にならないのですか。

○倉垣学校教育課長

活動計画は練習場所や練習時間の記載で、活動の内容ではありません。従前からそういうものは部活動ごとに作っていたと思います。

○植原委員

練習時間が平日 2 時間程度に早朝練習の時間も入れるのですか。

○倉垣学校教育課長

そうなります。

○樋口教育長

生徒にとって過度な負担にならないように、また教職員の負担も過度にならないように、そういう両方のねらいがあって、このような方針が作られたのだと思います。また、途中の状況を教えていただけたらと思っています。

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 17 号 岸和田市産業教育審議会委員の公募について

○樋口教育長

議案第 17 号について、説明をお願いします。

○倉垣学校教育課長

議案第 17 号につきましては、岸和田市産業教育審議会委員の公募についてです。

岸和田市立産業高等学校のめざす教育について審議するための産業教育審議会を設置し、審議会委員の委嘱に向け、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例第 3 条及び同条例施行規則第

2条の規定に基づき市民公募するものです。

公募人数は2名、任期は委嘱の日から審議終了までで最大2021年3月31日までです。選考方法は、応募用紙及び「生徒・地域の実態や社会のニーズに対応する産業教育・職業教育のあり方」をテーマとした1,200字程度のレポートの提出による書類選考とします。公募方法は、広報きしわだ5月号及び市webサイトに掲載します。審議会の開催は年6回程度、平日昼間に開催する予定です。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口教育長職務代理者

前回の委員の中に公募委員はいましたか。

○倉垣学校教育課長

前回、応募はなかったと聞いています。高等学校のPTA代表の方も委員に入るといいますので、公募がない場合は協議しますが、一定市民の方の声を反映できるかと思っています。

○樋口教育長

審議会が多く立ち上がってきています。粛々と頑張っていければと思っています。ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第18号 人権教育基本方針及び人権教育基本的推進方向の改訂について

○樋口教育長

議案第18号について、説明をお願いします。

○谷学校教育部長

議案第18号につきましては、人権教育基本方針及び人権教育基本的推進方向の改訂についてです。

平成30年3月に大阪府教育庁にて人権教育基本方針と人権教育基本的推進方向の改訂に伴い、本市につきましても人権教育基本方針と人権教育基本的推進方向の改訂をするものです。

府や法務局において人権教育に関する見直しが行われた背景としまして、障害者差別解消法や部落問題の解消法、あるいはヘイトスピーチ解消法の人権教育に関わる三法の制定があったことを受けて、それぞれの機関で見直しがあったので本市でも見直しを行ったところです。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

「障がい者」の“がい”がひらがな表記に大阪府はなっていますが、岸和田市も全部そういう風に変えていっているのですか。

○谷学校教育部長

教育委員会で表記するものについては、“がい”とひらがな表記にしています。

○藤原教育総務部長

市長部局では“害”と漢字を使っています。障害者支援課で各委員と協議した中で、国の法律ではまだ漢字を使用しているということから、本市でも“害”と漢字を使っています。

○樋口教育長

大阪府教育委員会の指導・助言事項等は、全てひらがなになっています。

○植原委員

人権教育基本的推進方向の【子どもの人権問題】の文中に「学校における体罰も根絶されていない」との記述があるが、されていないのですか。

○谷学校教育部長

根絶しています。

○植原委員

可能性があるということか。

○谷学校教育部長

そうだと思います。

○樋口教育長

岸和田市人権教育基本方針の中ほどの「課題が残されており」は取っても良いと思います。人権教育基本的推進方向2ページ【同和問題】の3行目「依然として、」を削除して、2段落目の文章のつながりに「このため」と記載する方が良いと思います。

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、修正の検討をしていただいて、内容は変わりありませんので、原案のとおり承認することとします。

議案第19号 岸和田市教育委員会表彰規則に基づく追加表彰について

○樋口教育長

議案第19号について、説明をお願いします。

○津田スポーツ振興課長

議案第19号につきましては、岸和田市教育委員会表彰規則に基づく追加表彰についてです。

平成30年10月1日以降に、大阪府大会以上の規模で開催されましたスポーツ大会で優勝するなどの成績を収められた方について、岸和田市教育委員会表彰規則（平成8年教育委員会規則第8号）第4条第2号に基づき6名の追加表彰するものです。平成31年4月20日（土）に総合体育館で開催します「岸和田市民体育大会総合開会式」の中で追加表彰式を行います。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○植原委員

6名のうち1名は市外の方ですか。

○津田スポーツ振興課長

そうです。規定上も表彰できる方です。

○樋口教育長

頑張っただいただいているのは、とてもうれしいことです。表彰されると張合いも出て喜んでくれると思います。

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

○樋口教育長

以上で、本日の定例教育委員会会議を閉会します。

閉会 午後3時50分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

教育長

署名委員